

平成27年度中小企業労働事情実態調査報告書

神奈川県の労働事情

連携で明日を拓く



神奈川県中小企業団体中央会

<http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

目 次

はじめに	-----	1
I 総 括	-----	1
II 調査概要	-----	1
III 調査結果報告		
1. 従業員の構成について		
①常用労働者の男女別構成比	-----	2
②女性常用労働者比率	-----	2
③従業員の雇用形態別構成比	-----	2
2. 労働組合の有無について	-----	3
3. 経営状況について		
①経営状況	-----	3
②主要事業の今後の方針	-----	4
③経営上の障害	-----	4
④経営上の強み	-----	4
4. 従業員の労働時間について		
①週所定労働時間	-----	5
②月平均残業時間	-----	5
③月60時間超の残業	-----	6
④時間外労働削減策	-----	6
5. 従業員の有給休暇について	-----	7
6. 新規学卒者の採用について		
①平成27年3月新規学卒者の採用充足率及び採用人数	-----	7
②平成27年3月新規学卒者の初任給	-----	8
③平成28年3月の新規学卒者の採用計画	-----	8
7. 有期労働契約に関する無期転換ルールについて		
①無期転換ルールの認知状況	-----	8
②無期転換ルールの特例の認知状況	-----	9
③特例の適用についての計画提出状況	-----	9
④特例の適用についての計画種別	-----	10
8. 賃金改定について		
①賃金改定の実施状況	-----	10
②賃金改定の内容	-----	11
③賃金改定の決定要素	-----	11
④平均昇給額と平均昇給率	-----	12

【参考資料】

平成27年度中小企業労働事情実態調査票
回答事業所数の内訳

平成27年度中小企業労働事情実態調査報告書

はじめに

本調査は、中小企業における労働事情(経営、労働時間、雇用環境、賃金など)を的確に把握して、適切な労働対策を実施、樹立することを目的に、昭和39年から毎年全国一斉に実施しています。本調査実施にあたって、ご協力いただいた中小企業並びに関係者各位には大変感謝いたします。

お蔭様をもちまして本報告書を作成することができました。厚く御礼申し上げます。

本調査結果が労働事情の理解の一助となり、今後の中小企業関係の皆様方のために労働対策の樹立などで多少なりとも寄与できれば幸いです。

I 総括

平成27年7月1日の調査時点における、経営状況については、現在の経営状況は前年に比べて「良い」と回答した事業所が20.8%、「悪い」と回答した事業所が28.5%、「変わらない」と回答した事業所が50.7%となっている。前年に比べ、「悪い」が2.8ポイント減少し、「良い」が2.2ポイント上昇している。「良い」と「悪い」の差は7.7ポイントであり、前年の12.7ポイントから、さらに5.0ポイント差を縮めた結果となった。また、一昨年(平成25年)の差(32.2ポイント)と比べると大幅に好転している。

現在抱えている経営上の障害については、「人材不足(質の不足)」と回答した事業所が42.3%と最も多く、次いで「販売不振・受注の減少」35.8%、「同業他社との競争激化」30.6%の順となっている。前年と比べてみると、前年は2位であった「人材不足(質の不足)」が3.2ポイント増加し1位に浮上しており、前年1位であった「原材料・仕入品の高騰」は10.1ポイント減少し4位となっている。

常用労働者の男女別構成比については、男性の割合が75.3%、女性の割合が24.7%となっている。なお、前年の常用労働者の男女別構成比は男性74.7%、女性25.3%であり、さらに一昨年の構成比は男性73.4%、女性26.6%となっており、男性の比率が上昇傾向となっている。

労働契約法の改正により、平成25年4月より導入された「有期労働契約に関する無期転換ルール」の認知状況については、「知っていた」54.5%(204件)、「知らなかった」45.5%(170件)となっている。「知らなかった」と回答した事業所の従業員数規模別の内訳は、「1~9人」の事業所が41.2%(70件)と最も多く、次いで「10~29人」の事業所が40.6%(69件)、「30~99人」の事業所が15.9%(27件)、「100~300人」の事業所が2.4%(4件)の順となっている。

平成27年1月1日から7月1日の間の賃金改定の実施状況については、「上げた」と回答した事業所は54.5%と最も多く、前年の47.9%を6.6ポイント上回る結果となっている。業種別にみると、製造業では、「上げた」と回答した事業所が59.2%、非製造業で「上げた」と回答した事業所は48.8%となっている。また、非製造業においては、「下げた」とした事業所が0%となっており、前年の1.1%より減少している。さらに、賃金改定(上げ・下げ・凍結)をした事業所の平均昇給額と平均昇給率は、平均昇給額が6,247円、平均昇給率が2.23%となっている。平均昇給額と平均昇給率の推移についてみると、平成21年にマイナスに転じた後、6年連続で増加し、平均昇給額、平均昇給率ともに、平成19年に次ぐ水準に回復していることがわかった。

II 調査概要

本年度の調査は、平成27年7月1日時点における労働事情実態調査である。

製造業、非製造業の割合及び業種、従業員数規模の割合が一定になるように、神奈川県内の中小企業1,500事業所を任意に抽出して、調査票を直接に郵送する方式で実施した。

郵送した業種別の割合は右図表のとおりである。

調査対象事業所業種別内訳		
業種	割合	件数
製造業	55.3%	830
情報通信業	2.7%	40
運輸業	10.0%	150
建設業	10.6%	160
卸売業	5.4%	80
小売業	6.0%	90
サービス業	10.0%	150
合計		1500

回収結果は、有効回答数376通で、回答率25.1%であった。回答事業所の従業員数規模、業種内訳の詳細は【参考資料】「回答事業所の内訳」の通りである。

Ⅲ 調査結果報告

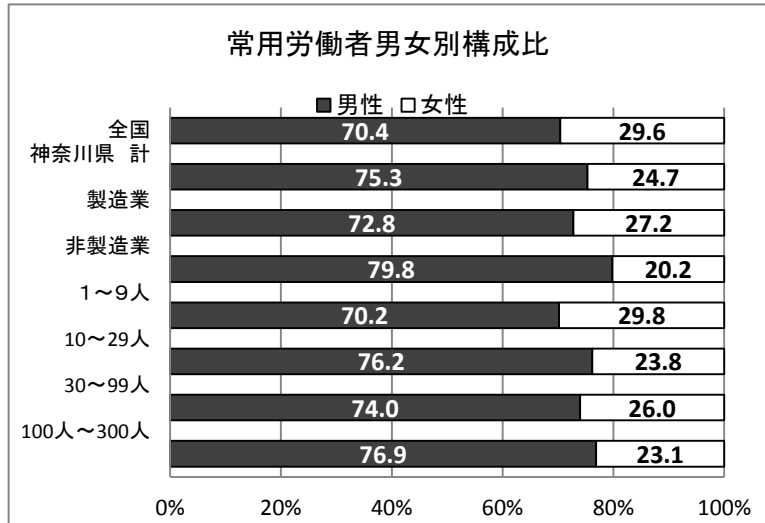
1. 従業員の構成について

①常用労働者の男女別構成比

常用労働者の男女別構成比についてみると、男性75.3%、女性24.7%となっている。

なお、前年の常用労働者の男女別構成比は男性74.7%、女性25.3%であり、さらに一昨年の構成比は男性73.4%、女性26.6%となっており、男性の比率が上昇傾向であることがわかる。

従業員数規模別については、「10～29人」及び「100～300人」の事業所において、男性の割合が76%を超えており、全国平均を大きく上回っている。

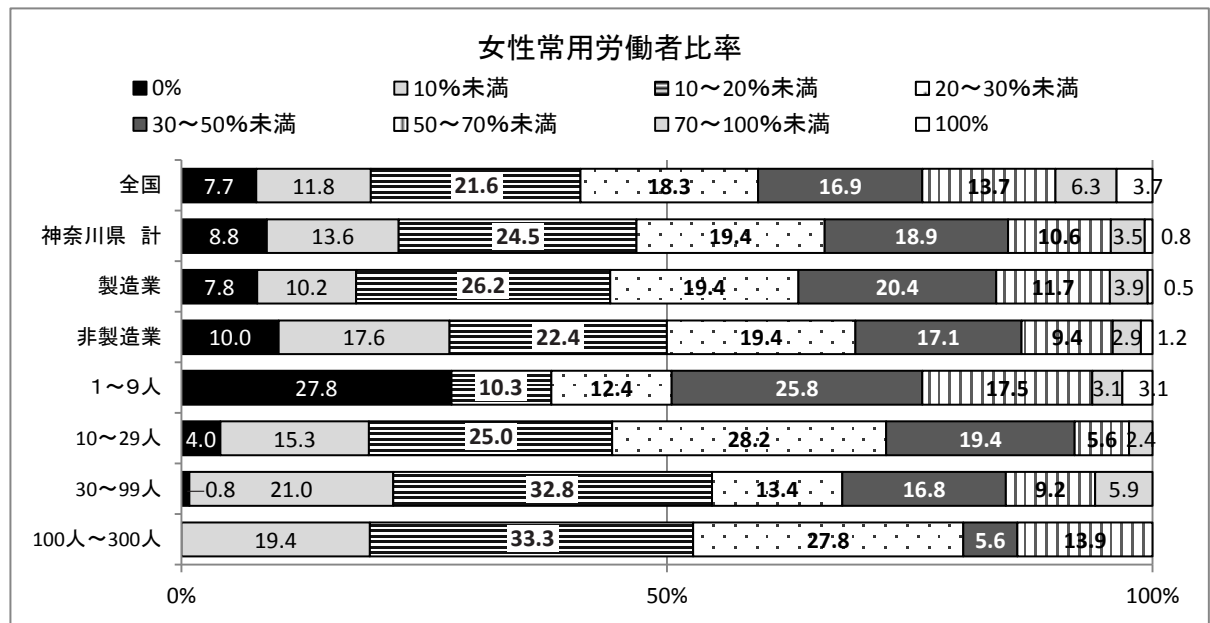


②女性常用労働者比率

常用労働者全体に占める女性の比率についてみると、「10～20%未満」が24.5%と最も多く、次いで「20～30%未満」が19.4%となっている。全体の割合として、30%未満の事業所が半数以上を占めている。前年と比較すると、前年は「0%」の割合が5.0%であったのに対し、今年は8.8%と上昇している。

業種別についてみると、「0%」の割合が「製造業」7.8%、「非製造業」10.0%と女性労働者のいない事業所の割合は、製造業が非製造業を上回る結果となっている。

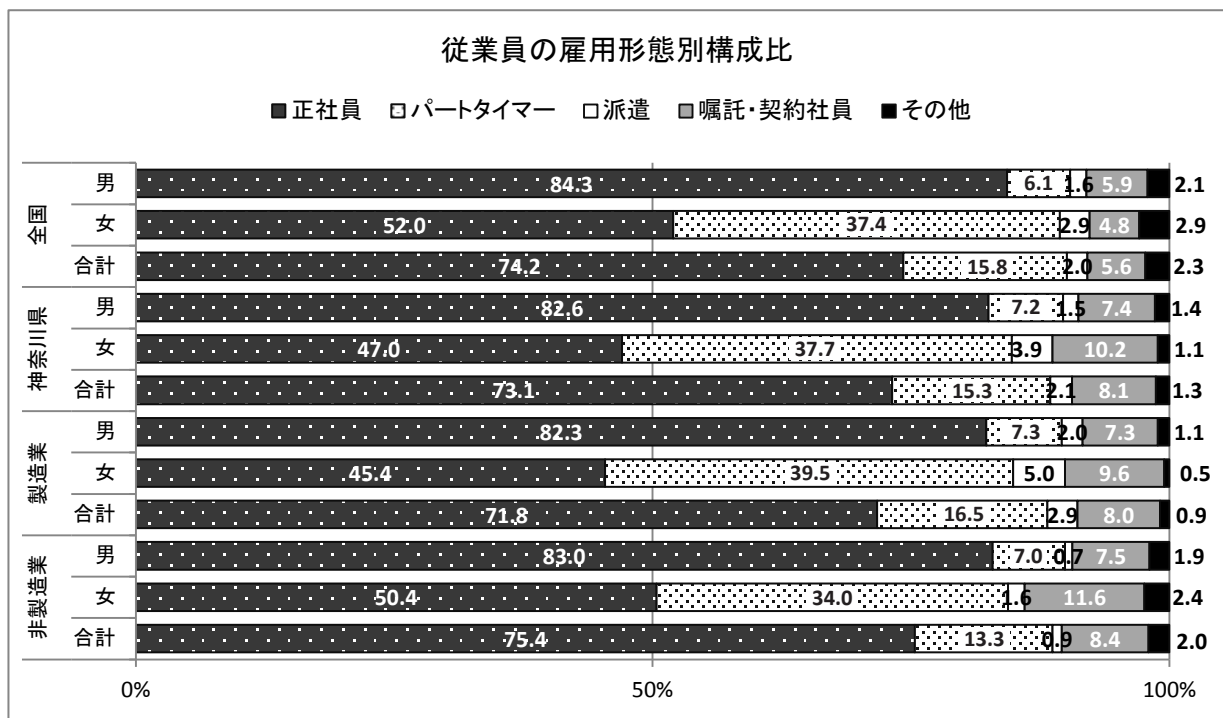
従業員数規模別についてみると、事業所規模が大きくなるにつれ、「0%」の割合が減少していることがわかる。さらに、「1～9人」の事業所では「0%」の割合が27.8%と最も高く、全国平均(7.7%)及び前年(14.5%)を大きく上回っている。



③従業員の雇用形態別構成比

従業員の雇用形態別構成比についてみると、「正社員」の割合は73.1%となっている。男女別についてみると、男性82.6%、女性47.0%であり、全国平均を下回っている。

業種別についてみると、製造業では「正社員」が71.8%であり、次いで「パートタイマー」が、16.5%となっている。非製造業では「正社員」が75.4%であり、次いで「パートタイマー」が、13.3%となっている。



2. 労働組合の有無について

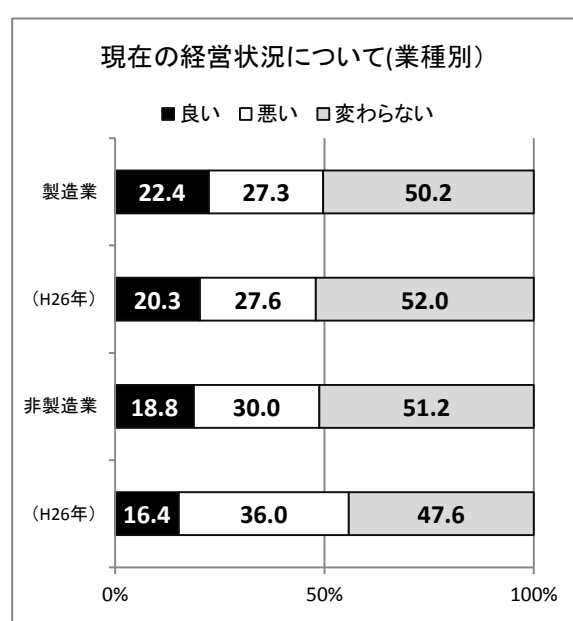
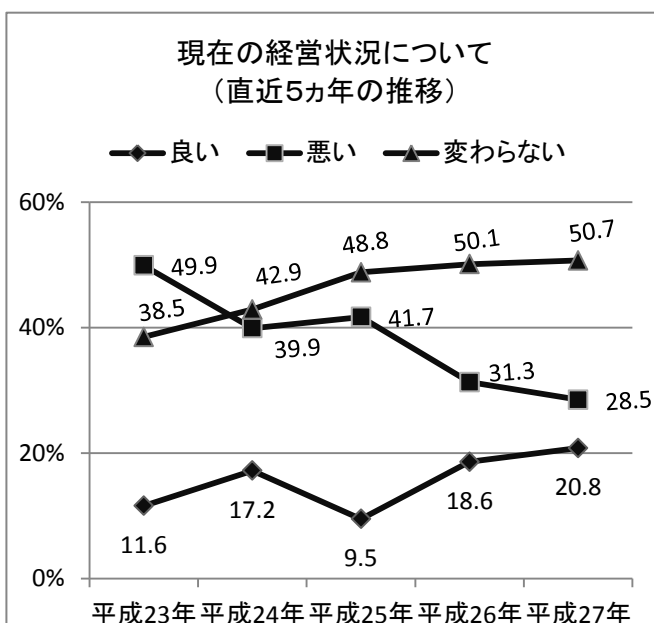
労働組合の有無についてみると、「ある」9.8%（前年8.7%）、「ない」90.2%（前年91.3%）となっている。「ある」については前年に比べ、1.1ポイントの増加となった。

3. 経営状況について

①経営状況

現在の経営状況は1年前と比べて、「良い」20.8%、「悪い」28.5%、「変わらない」50.7%となっている。前年に比べ、「悪い」が2.8ポイント減少し、「良い」が2.2ポイント上昇している。「良い」と「悪い」の差は、7.7ポイントと、前年の12.7ポイントから、さらに5.0ポイント差を縮めた結果となっている。

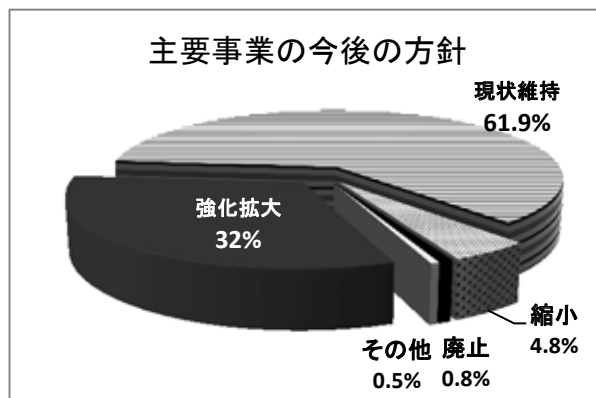
業種別についてみると、製造業では「良い」22.4%、「悪い」27.3%、「変わらない」50.2%であり、非製造業では「良い」18.8%、「悪い」30.0%、「変わらない」51.2%となっている。



②主要事業の今後の方針

現在行っている事業の今後の方針についてみると、「現状維持」が最も多く61.9%（前年比-1.5ポイント）、次いで「強化拡大」が32.0%（同+0.3ポイント）、「縮小」が4.8%（同+1.4ポイント）、「廃止」0.8%（同+0.1ポイント）、「その他」0.5%（同-0.2ポイント）の順となっている。

前年に比べ、「強化拡大」、「縮小」、「廃止」の割合が増加している。

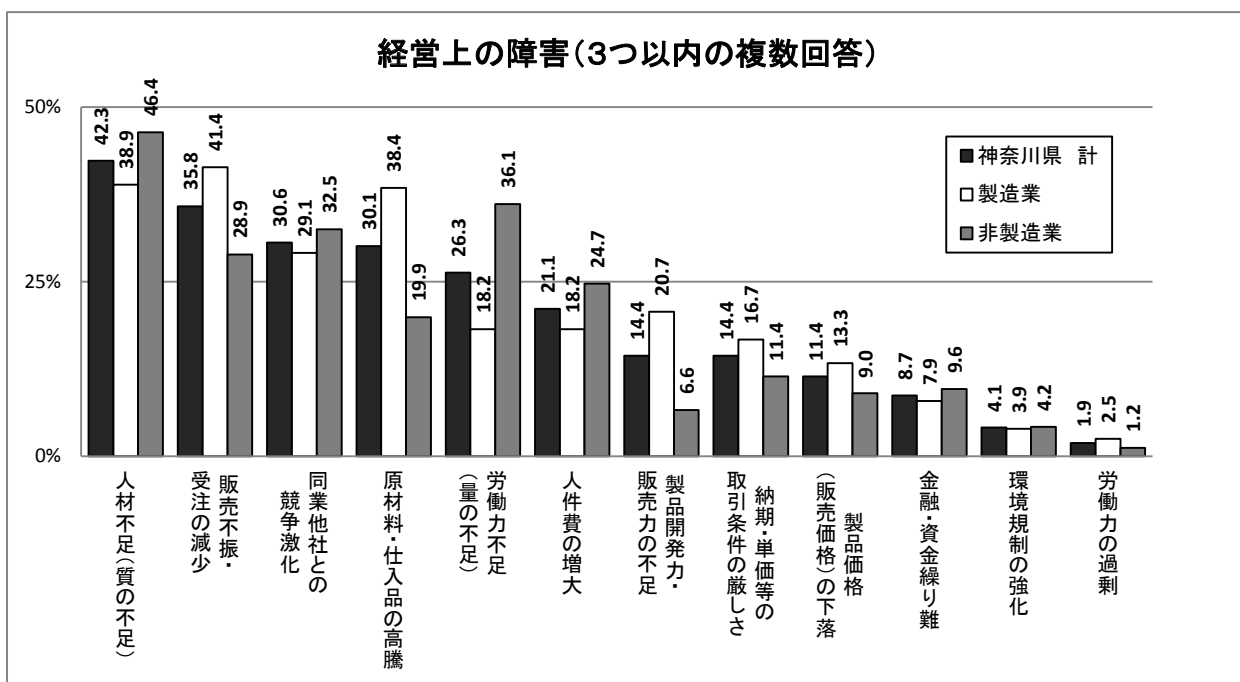


③経営上の障害(3つ以内の複数回答)

現在どのようなことが経営上の障害となっているかについてみると、「人材不足(質の不足)」が42.3%と最も多く、次いで「販売不振・受注の減少」35.8%、「同業他社との競争激化」30.6%の順となっている。

前年と比べてみると、前年は2位であった「人材不足(質の不足)」が3.2ポイント増加し1位に浮上しており、前年1位であった「原材料・仕入品の高騰」は10.1ポイント減少し4位となっている。

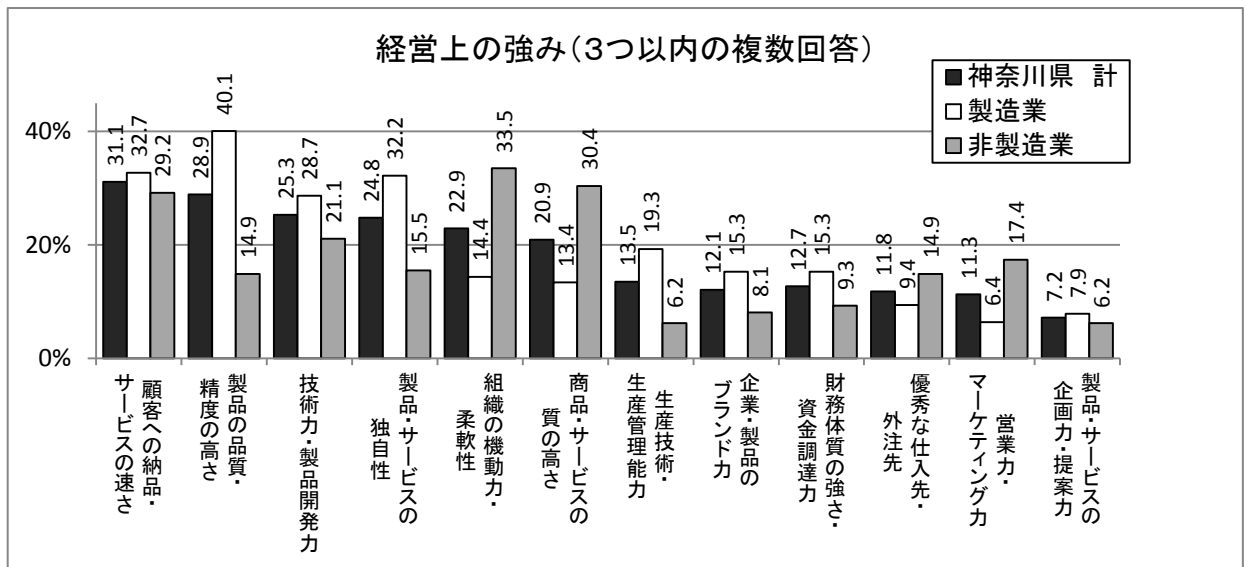
業種別についてみると、製造業では「販売不振・受注の減少」が41.4%と最も多く、次いで「人材不足(質の不足)」38.9%、「原材料・仕入品の高騰」38.4%の順となっている。非製造業では「人材不足(質の不足)」が46.4%と最も多く、次いで「労働力不足(量の不足)」36.1%、「同業他社との競争激化」32.5%の順となっている。



④経営上の強み(3つ以内の複数回答)

経営上の強みについてみると、前年2位であった「顧客への納品・サービスの速さ」が31.1%と最も多く、次いで「製品の品質・精度の高さ」28.9%、「技術力・製品開発力」25.3%の順となっている。

業種別についてみると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」が40.1%と神奈川県平均を大きく上回って最も多く、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」32.7%、「製品・サービスの独自性」32.2%という順となっている。非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」が33.5%と最も多く、次いで「商品・サービスの質の高さ」30.4%、「顧客への納品・サービスの速さ」29.2%の順となっている。

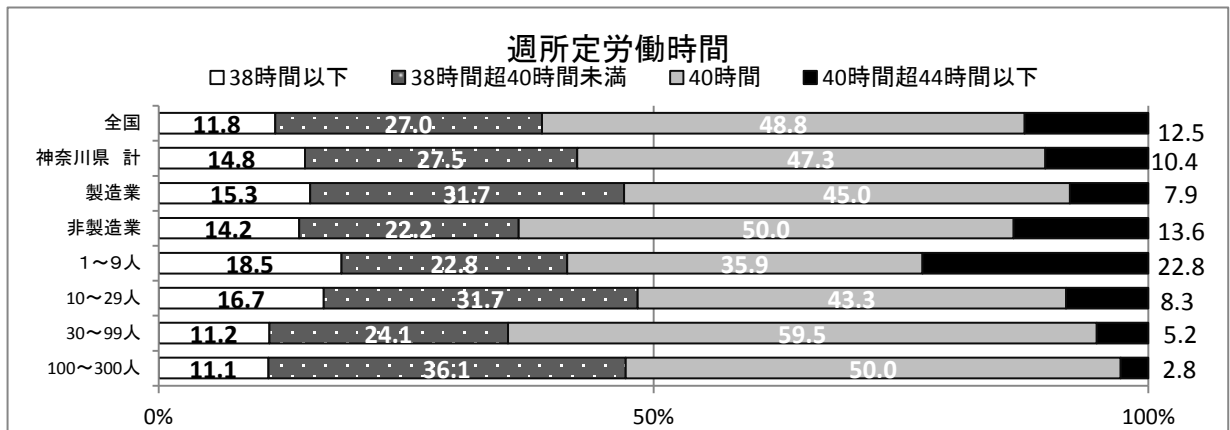


4. 従業員の労働時間について

① 週所定労働時間

従業員の週所定労働時間についてみると、「40時間」が47.3%と最も多く、次いで「38時間超40時間未満」27.5%となっている。

「40時間超44時間以下」の割合についてみると、従業員数規模別では、「1～9人」の事業所が22.8%と最も多く、前年の19.0%から3.8ポイント増加している。また、「10～29人」の事業所でも8.3%と前年の7.7%から0.6ポイント増加している。

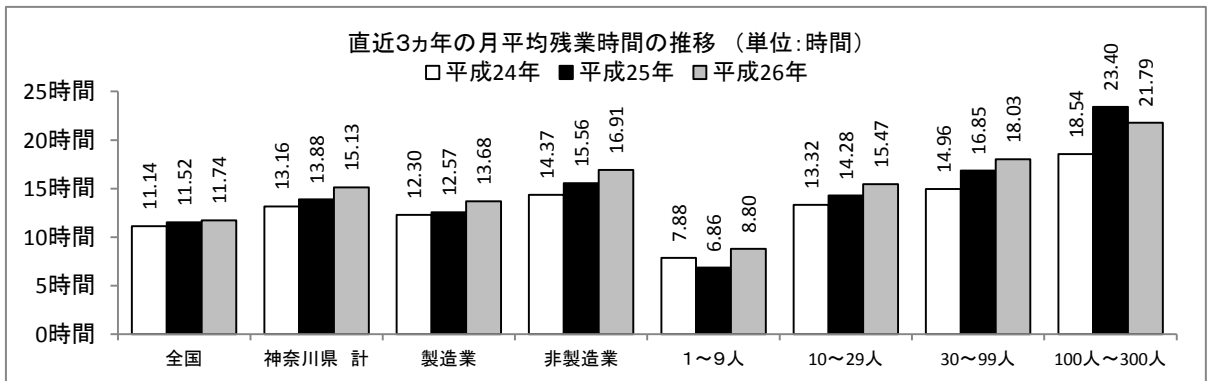


② 月平均残業時間

平成26年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)は、15.13時間となっており、前年の13.88時間から1.25時間増加した。

従業員数規模別についてみると、「1～9人」の事業所については一昨年から減少していたが、今年に入り8.80時間と増加に転じている。

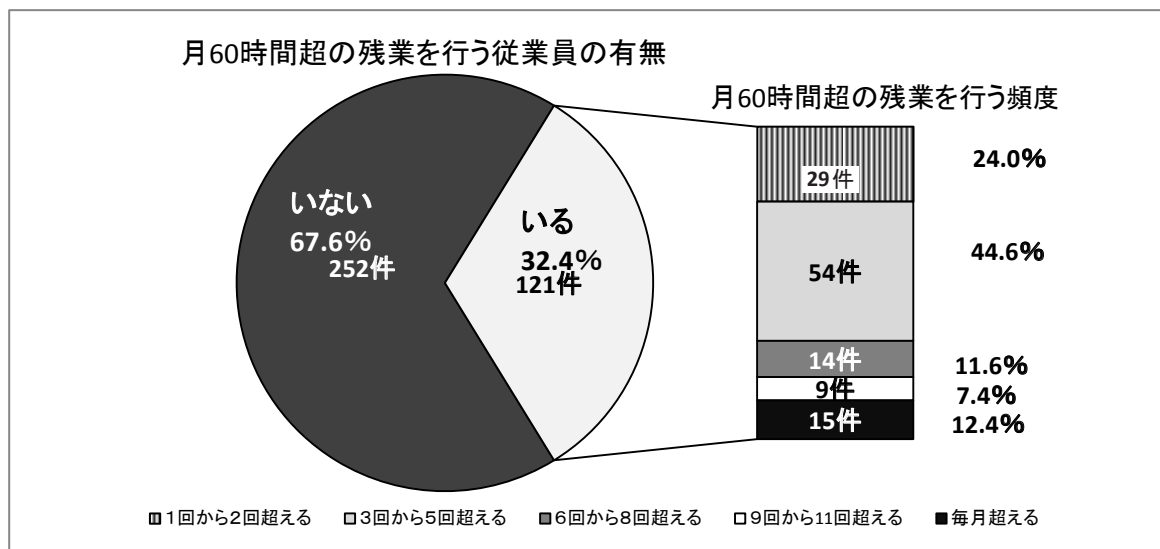
業種別についてみると、製造業13.68時間、非製造業16.91時間と増加傾向にあり、非製造業が製造業を3.23時間上回っている。



③月60時間超の残業

月60時間超の残業を行う従業員の有無とその頻度についてみると、月60時間超の残業を行う従業員が「いない」と回答した事業所の数は252件(67.6%)で過半数を占めており、「いる」と回答した事業所は121件(32.4%)であった。

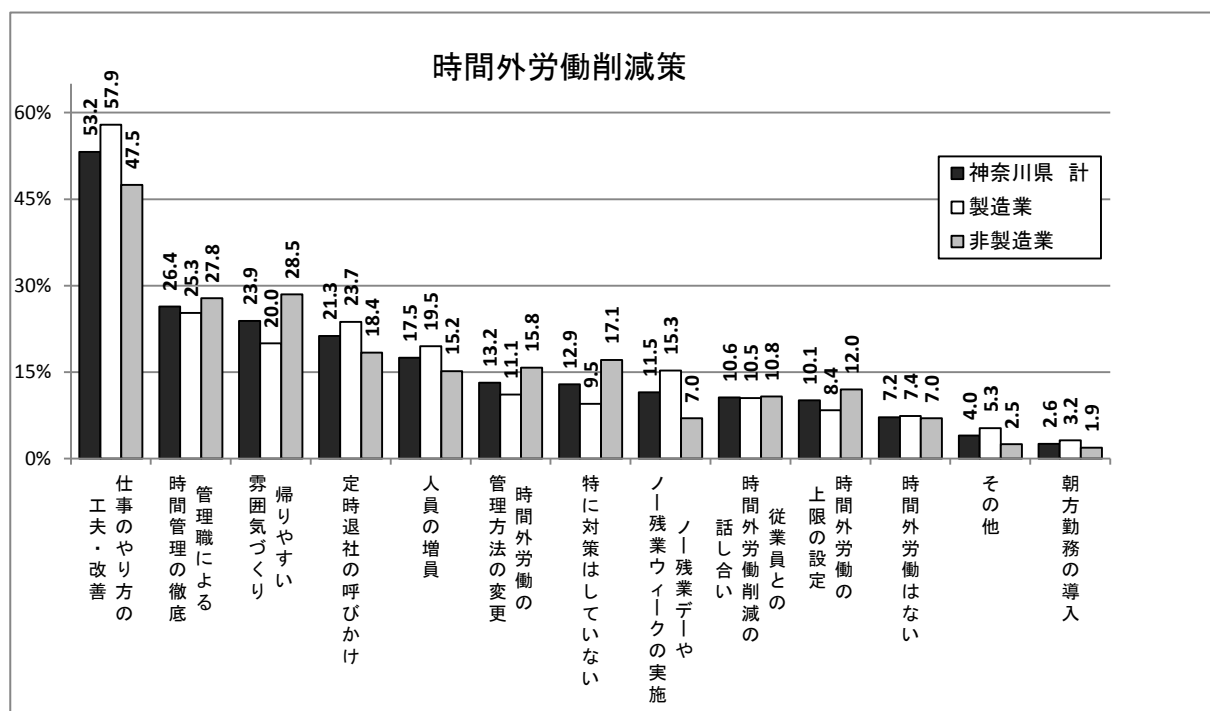
「いる」と回答した事業所の、1年間に月60時間超の残業を行う頻度についてみると、「1回から2回超える」と回答した事業所が29件(24.0%)、「3回から5回超える」54件(44.6%)となっており、1年間に5回以下の事業所が68.6%と過半数を占める結果となった。一方で、「毎月超える」と回答した事業所は15件(12.4%)、「9回から11回超える」とした事業所が9件(7.4%)と低い割合ではあるが、高い頻度で月60時間超の残業を行っている従業員がいる事業所があることがわかった。



④時間外労働削減策

事業所で取り組んでいる時間外労働削減策についてみると、「仕事のやり方の工夫・改善」が53.2%と最も多く、次いで、「管理職による時間管理の徹底」26.4%、「帰りやすい雰囲気づくり」23.9%の順となった。

業種別についてみてもほぼ同じ順位となっており、「仕事のやり方の工夫・改善」が製造業で57.9%、非製造業で47.5%と大半を占めている。

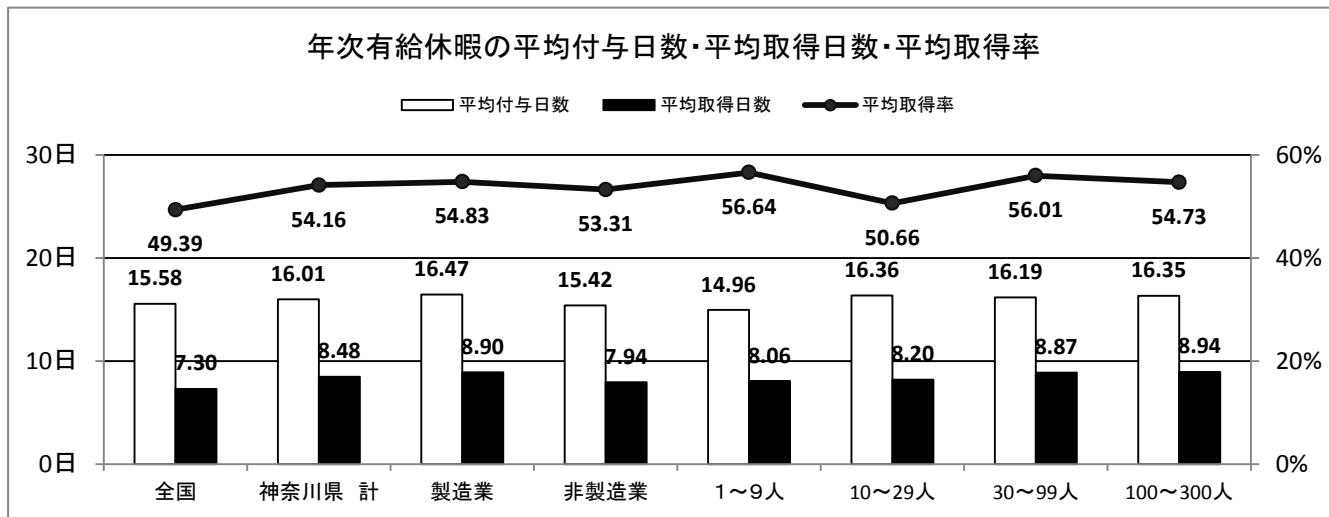


5. 従業員の有給休暇について

従業員一人当たりの年次有給休暇についてみると、「平均付与日数」16.01日（前年比-0.57日）、「平均取得日数」8.48日（同-0.28日）、「平均取得率」54.16%（同-0.08ポイント）となっている。前年に比べ微減であるが、「平均付与日数」、「平均取得日数」及び「平均取得率」ともに全国平均を上回っていることがわかる。

業種別についてみると、「平均付与日数」が製造業で16.47日（同-0.43日）、非製造業で15.42日（同-0.72日）、「平均取得日数」が製造業で8.90日（同-0.18日）、非製造業で7.94日（同-0.4日）、「平均取得率」が製造業で54.83%（同+0.09ポイント）、非製造業で53.31%（同-0.26ポイント）となっている。

従業員数規模別についてみると、「平均取得率」が「1～9人」の事業所では56.64%で、前年61.03%に比べ4.39ポイント減少している。



6. 新規学卒者の採用について

①平成27年3月新規学卒者の採用充足率及び採用人数

平成27年3月新規学卒者の採用充足率についてみると、「専門学校卒」が96.6%と最も高く、次いで「大学卒」92.4%、「短大卒(含高専)」88.9%、「高校卒」81.0%となっている。

技術系についてみると、「専門学校卒」が96.2%と最も高く、次いで「大学卒」91.4%となっている。前年100.0%であった「短大卒(含高専)」は75.0%と前年に比べ25ポイント減少している。

事務系についてみると、「専門学校卒」及び「短大卒(含高専)」が前年に引き続き100.0%と最も高く、次いで「大学卒」94.6%となっている。また、「大学卒」は前年に比べ、1.9ポイント増加している。

続いて、平均採用人数についてみると、「大学卒」が2.66人と最も多く、次いで「高校卒」1.88人、「専門学校卒」1.75人、「短大卒(含高専)」1.33人となっている。

技術系についてみると、「大学卒」が2.55人と最も多く、次いで「専門学校卒」1.92人となっている。なお、前年2.22人であった「高校卒」は、0.46人減少し、1.76人となっている。

事務系についてみると、「大学卒」が1.84人と最も多く、次いで「高校卒」1.44人となっている。なお、「短大卒(含高専)」については、前年より0.25人増加し、1.25人となっている。

	全体		技術系		事務系	
	充足率(%)	平均採用人数(人)	充足率(%)	平均採用人数(人)	充足率(%)	平均採用人数(人)
高校卒	81.0	1.88	78.5	1.76	92.9	1.44
(平成26年)	91.3	2.19	91.0	2.22	92.0	1.53
専門学校卒	96.6	1.75	96.2	1.92	100.0	1.00
(平成26年)	87.1	1.93	85.7	2.00	100.0	1.50
短大卒(含高専)	88.9	1.33	75.0	1.00	100.0	1.25
(平成26年)	100.0	1.13	100.0	1.17	100.0	1.00
大学卒	92.4	2.66	91.4	2.55	94.6	1.84
(平成26年)	90.2	2.97	88.9	2.48	92.7	2.00

②平成27年3月新規学卒者の初任給

平成27年3月新規学卒者の平均初任給額(加重平均:採用者1人当たり)についてみると、技術系では、「大学卒」が207,654円、「専門学校卒」が185,160円、「短大卒(含高専)」が180,333円、「高校卒」が171,629円となっている。事務系では、「大学卒」が207,652円、「専門学校卒」が192,083円、「短大卒(含高専)」が179,760円、「高校卒」が164,369円となっている。

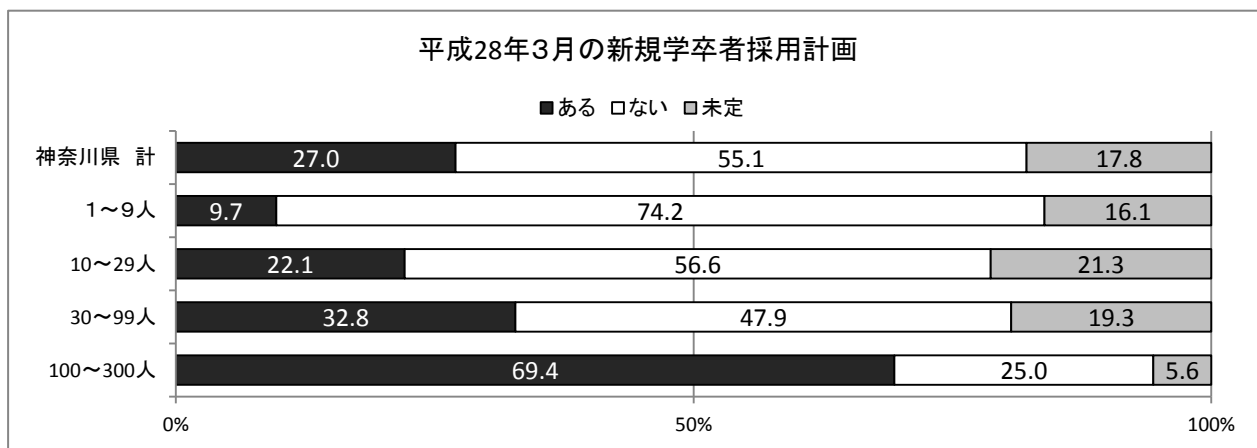
業種別についてみると、製造業では、事務系の「大学卒」が207,358円となっており、前年に比べ11,105円上昇している。非製造業では、事務系の「高校卒」が167,000円となっており、前年に比べ13,000円減少している。

平成27年3月新規学卒者の初任給(加重平均:採用者1人当たり)						
	全体		製造業		非製造業	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
高校卒	¥171,629	¥164,369	¥172,311	¥161,300	¥170,138	¥167,000
(平成26年)	¥170,374	¥165,827	¥166,953	¥161,890	¥175,948	¥180,000
専門学校卒	¥185,160	¥192,083	¥185,000	¥199,250	¥185,174	¥188,500
(平成26年)	¥183,222	¥168,667	¥179,730	-	¥185,717	¥168,667
短大卒(含高専)	¥180,333	¥179,760	¥178,000	¥172,500	¥185,000	¥184,600
(平成26年)	¥184,873	¥195,000	¥186,282	¥195,000	¥181,350	-
大学卒	¥207,654	¥207,652	¥207,451	¥207,358	¥207,880	¥208,093
(平成26年)	¥207,701	¥201,121	¥209,488	¥196,253	¥204,722	¥205,989

③平成28年3月の新規学卒者の採用計画

平成28年3月の新規学卒者採用計画についてみると、「ある」27.0%(前年22.6%)、「ない」55.1%(同60.4%)、「未定」17.8%(同17.1%)となっている。

従業員数規模別についてみると、「ある」が最も多かったのは、「100~300人」の事業所で69.4%、最も少なかったのは、「1~9人」の事業所で9.7%となっている。規模の小さい事業所ほど「ある」の割合が低いことがわかる。また、「ない」が最も多かったのは、「10~29人」の事業所で21.3%、最も少なかったのは、「100~300人」の事業所で5.6%となっている。

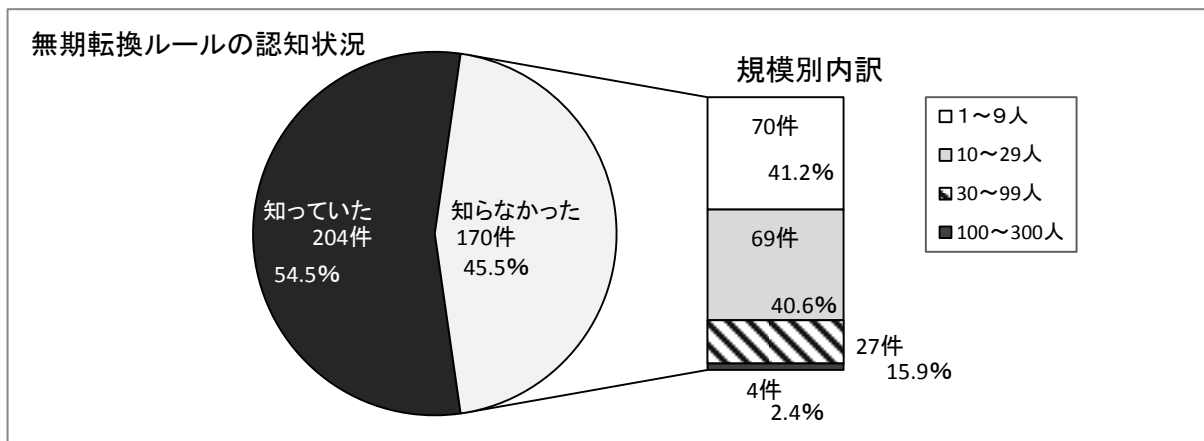


7. 有期労働契約に関する無期転換ルールについて

①無期転換ルールの認知状況

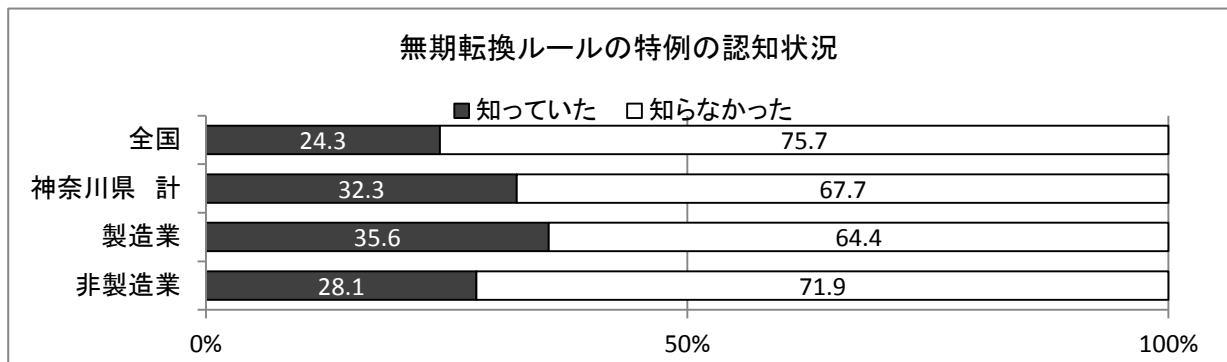
労働契約法の改正により、平成25年4月から導入されている有期労働契約に関する無期転換ルールの認知状況は「知っていた」が54.5%(204件)、「知らなかった」が45.5%(170件)となっている。

「知らなかった」と回答した事業所170件の従業員数規模別の内訳は、「1~9人」の事業所が41.2%(70件)と最も多く、次いで「10~29人」の事業所が40.6%(69件)、「30~99人」の事業所が15.9%(27件)、「100~300人」の事業所が2.4%(4件)の順となっている。規模の小さい事業所ほど、有期労働契約に関する無期転換ルールの認知度は低いことが窺える。



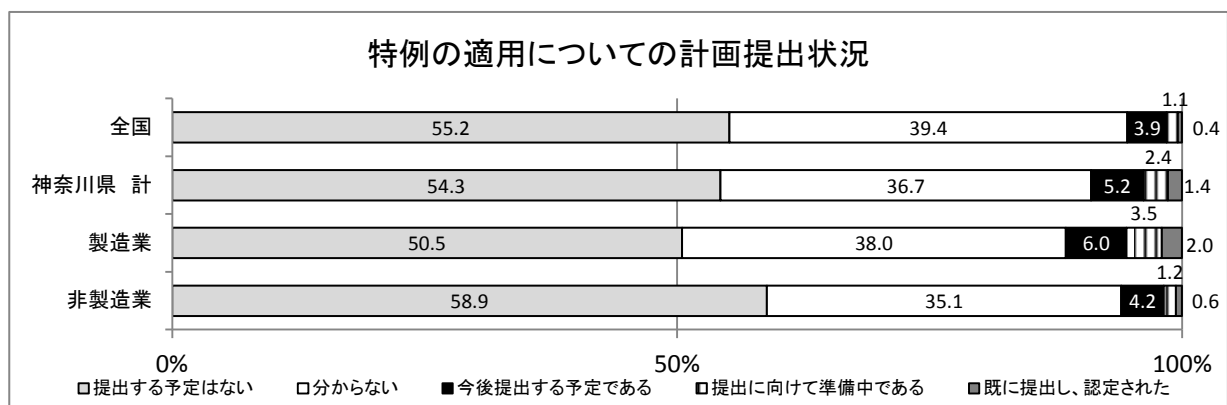
②無期転換ルールの特例の認知状況

有期労働契約に関する無期転換ルールの特例の認知状況についてみると、「知っていた」が32.3%、「知らなかった」が67.7%であり、「知っていた」が全国平均を8.0ポイント上回っている。業種別についてみると、製造業では「知っていた」が35.6%、「知らなかった」が64.4%となっている。非製造業では「知っていた」が28.1%、「知らなかった」が71.9%となっている。「知っていた」の割合が非製造業に比べ、製造業が7.5ポイント上回っている。



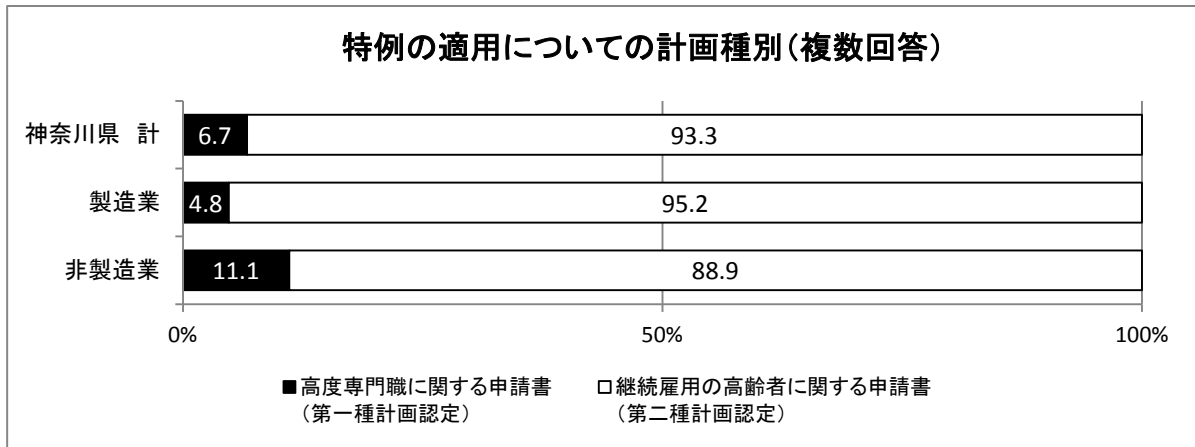
③特例の適用についての計画提出状況

無期転換ルールの特例の適用についての計画提出状況についてみると、「提出する予定はない」が54.3%と最も多く、次いで「分からない」36.7%、「今後提出する予定である」5.2%、「提出に向けて準備中である」2.4%、「既に提出し、認定された」1.4%の順となっている。業種別についてみると、製造業、非製造業ともに「提出する予定はない」が50%以上を占めている。また、「今後提出する予定である」の割合をみると、製造業で6.0%、非製造業で4.2%と、製造業が非製造業を1.8ポイント上回っている。



④特例の適用についての計画種別（複数回答）

すでに提出した、または提出の予定があると回答した事業所において、認定を受けた計画または認定を受けようとしている計画についてみると、「高度専門職に関する申請書(第一種計画認定)」が6.7%、「継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定)」が99.3%となっている。



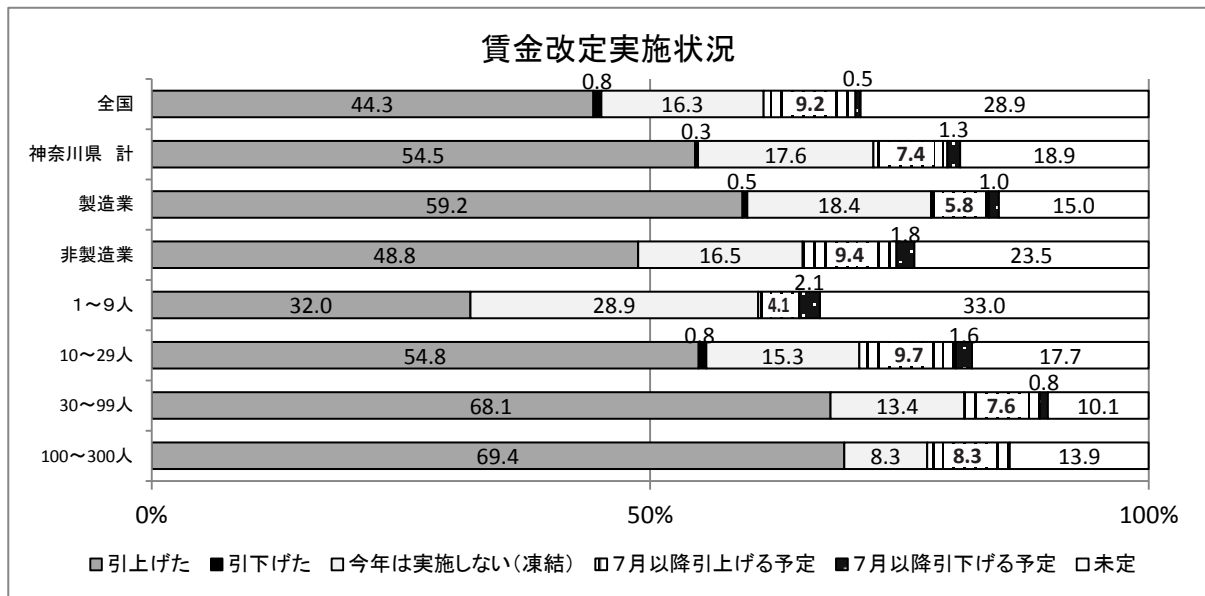
8. 賃金改定について

①賃金改定の実施状況

平成27年1月1日から7月1日の間の賃金改定の実施状況についてみると、「引上げた」が54.5%と最も多く、前年の47.9%を6.6ポイント上回っている。

従業員数規模別についてみると、「引上げた」が「100～300人」の事業所が69.4%と最も多く、規模の大きい事業所ほど「引上げた」の割合が増加している。

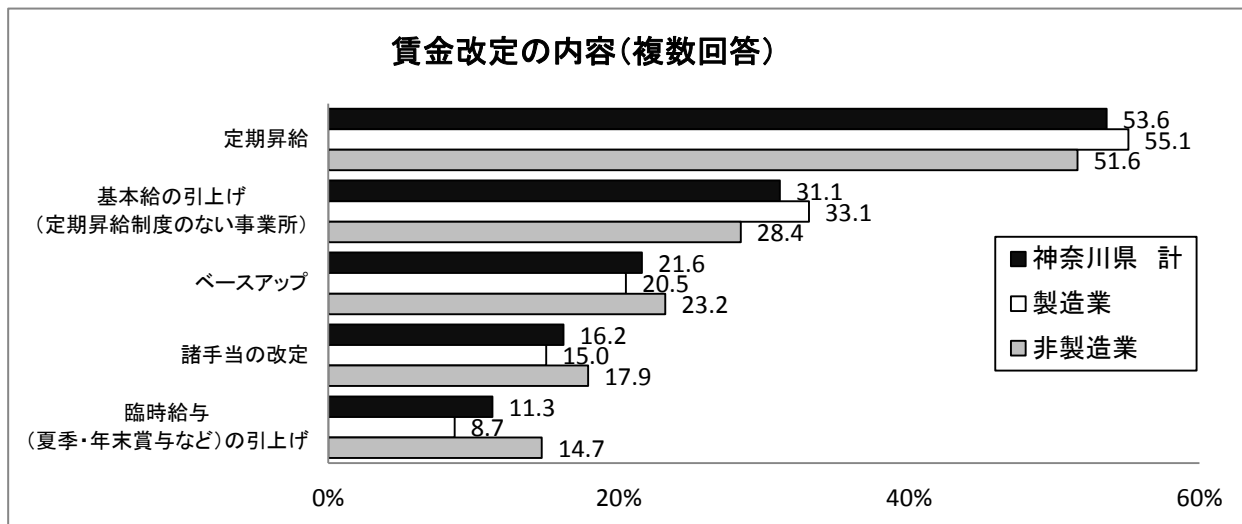
業種別についてみると、「引上げた」が製造業で59.2%、非製造業で48.8%となっている。また、非製造業においては、「引下げた」事業所が0%となっており、前年の1.1%より減少している。



②賃金改定の内容(複数回答)

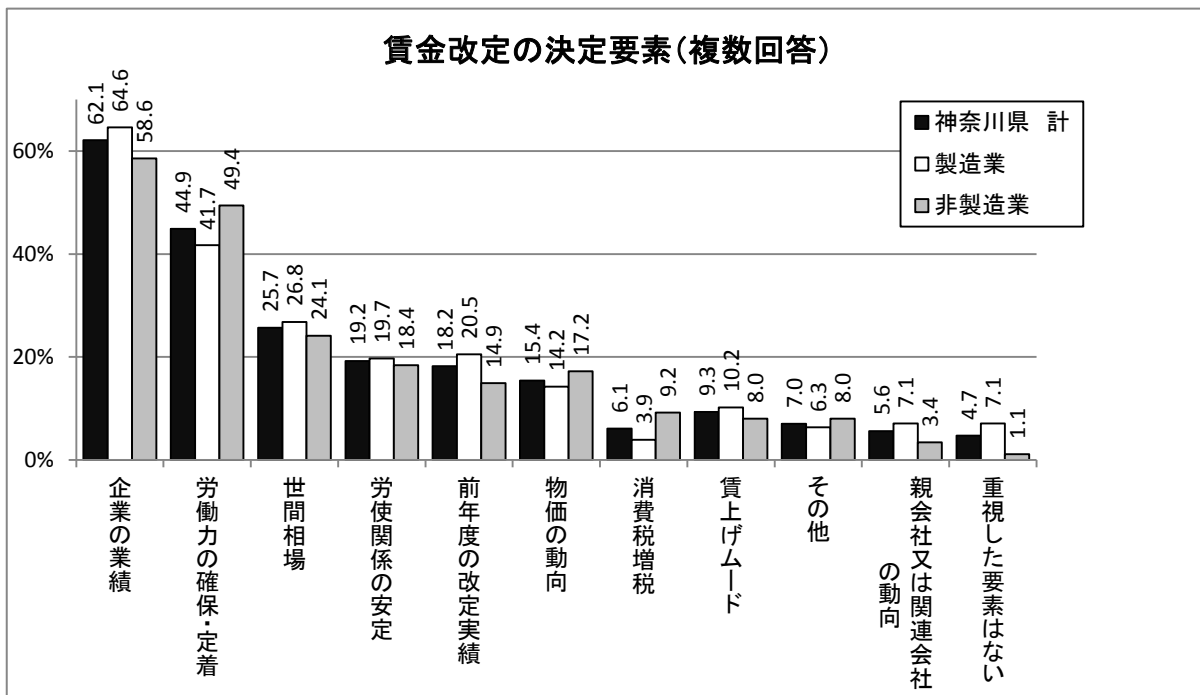
賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてみると、「定期昇給」が53.6%と最も多く、次いで「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」31.1%、「ベースアップ」21.6%、「諸手当の改定」16.2%、「臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ」11.3%の順となっている。

業種別についてみると、製造業、非製造業ともに「定期昇給」と回答した事業所が50%を超えており、製造業55.1%、非製造業51.6%となっている。次いで「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」が製造業で33.1%、非製造業で28.4%、「ベースアップ」が製造業で20.5%、非製造業で23.2%の順となっている。



③賃金改定の決定要素(複数回答)

今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視したかについてみると、「企業の業績」が62.1%で最も多く、次いで「労働力の確保・定着」44.9%、「世間相場」25.7%の順となっている。



④平均昇給額と平均昇給率

賃金改定（引上げ・引下げ・凍結）を実施した事業所において、平均昇給額と平均昇給率（加重平均：対象者一人当たり）についてみると、平均昇給額は6,247円（前年5,023円）、平均昇給率は2.23%（前年1.78%）となっており、前年を上回っている。

業種別についてみると、製造業では平均昇給額が6,249円（前年4,978円）平均昇給率が2.21%（前年1.76%）となっており、非製造業では平均昇給額が6,241円（前年5,128円）、平均昇給率が2.28%（前年1.84%）となっている。

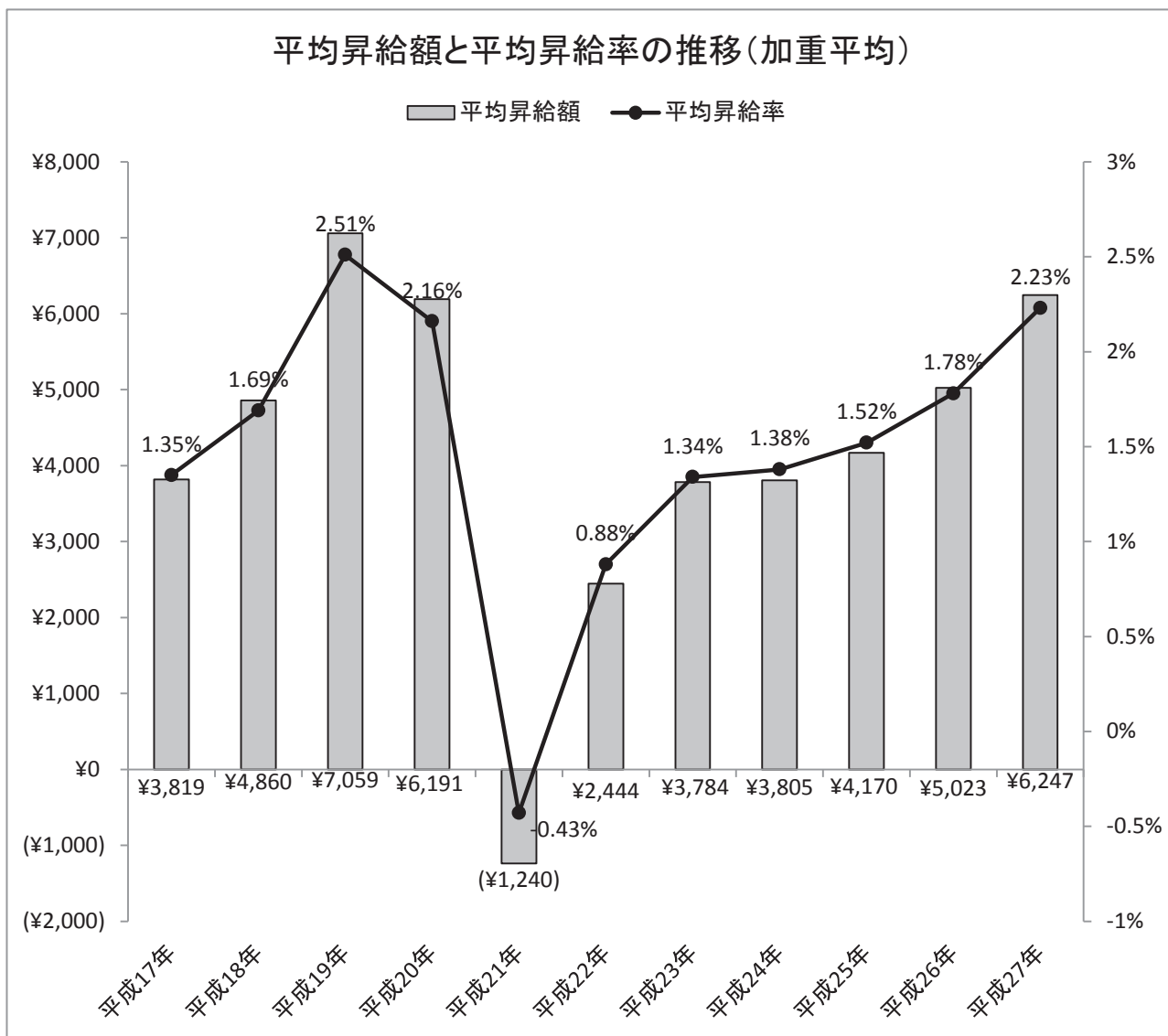
従業員数規模別についてみると、「1～9人」の事業所では、平均昇給額が5,333円（前年8,598円）、平均昇給率が1.80%（前年3.00%）となっており前年を下回った。一方で、「10～29人」の事業所では、平均昇給額が4,783円（前年4,502円）、平均昇給率が1.70%（前年1.62%）、「30～99人」の事業所では、平均昇給額が5,792円（前年5,394円）、平均昇給率が2.07%（前年1.92%）、「100～300人」の事業所では、平均昇給額が7,492円（前年4,363円）、平均昇給率が2.69%（前年1.53%）となっており、「1～9人」の事業所以外の事業所において、いずれも前年を上回っている。

平均昇給額と平均昇給率の推移についてみると、平成21年にマイナスに転じた後、6年連続で増加し、平均昇給額、平均昇給率ともに、平成19年に次ぐ水準に回復している。

平均昇給額と平均昇給率(加重平均)

	平均昇給額(円)	平均昇給率(%)
全国	4,947	2.03
神奈川県 計	6,247	2.23
製造業	6,249	2.21
非製造業	6,241	2.28
1～9人	5,333	1.80
10～29人	4,783	1.70
30～99人	5,792	2.07
100～300人	7,492	2.69

平均昇給額と平均昇給率の推移(加重平均)



【参考資料】

(都道府県コード) (事業所コード) (地域コード)

1 4

(左欄は記入しないで下さい。)

平成27年 6月



平成27年度中小企業労働事情実態調査ご協力をお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成27年 7月 1日 調査締切：平成27年 7月10日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入下さいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入下さい。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問い合わせ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけて下さい。なお、特に断りのない限り **7月1日現在** でご記入下さい。
- ◇お問い合わせ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問い合わせ先は、下記までお願いいたします。調査票は **7月10日まで** にご返送下さい。

神奈川県中小企業団体中央会 企画情報部
〒231-0015 横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル9階
電話 045-633-5134 FAX 045-633-5139

貴事業所の概要についてお答え下さい。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所在地 (〒 -)		電話番号	- -
		FAX番号	- -
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を以下の1. ~19. の中から1つだけ右の太枠内にご記入下さい)			<input style="border: 2px solid black; width: 50px; height: 30px;" type="text"/>
1. 食品、飲料・たばこ・飼料製造業	11. 運輸業		
2. 繊維工業	12. 総合工事業		
3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	13. 職別工事業 (設備工事業を除く)		
4. 印刷・同関連業	14. 設備工事業		
5. 窯業・土石製品製造業	15. 卸売業		
6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	16. 小売業		
7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	17. 対事業所サービス業		
8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業	〔物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等〕		
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業			
10. 情報通信業	18. 対個人サービス業		
〔通信業、放送業、情報サービス業、インターネット〕	19. その他 (具体的に：)		
〔付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業〕			

設問1) 従業員数についてお答え下さい。

①平成27年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入下さい。また、従業員のうち常用労働者数をご記入下さい。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計		常用労働者数
男性	人	人	人	人	人	人	→ (うち常用労働者)	男性 人
女性	人	人	人	人	人	人		女性 人

- [注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
- (2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
- ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
 - ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
 - ③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
- (3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入して下さい。

設問2) 労働組合の有無についてお答え下さい。(1つだけに○)

1. ある 2. ない

設問6) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成27年3月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(1つだけに○)

1. あった 2. なかった

※ 1. に○をした事業所は①-1の質問にお答え下さい。

①-1平成27年3月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入下さい。

学 卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1人当たり平均初任給額 (平成27年6月支給額)			
高校卒	技術系	人	人	円			
	事務系	人	人	円			
専門学校卒	技術系	人	人	円			
	事務系	人	人	円			
学 卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1人当たり平均初任給額 (平成27年6月支給額)			
短大(含高専)	技術系	人	人	円			
	事務系	人	人	円			
大学卒	技術系	人	人	円			
	事務系	人	人	円			

[注] (1) 平成27年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。
 (2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象として下さい。
 (3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成28年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答え下さい。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問7) 有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答え下さい。

①労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール(有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール)」が導入されていることを知っていましたか。(1つだけに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

②「無期転換ルール」の特例について知っていましたか。(1つだけに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期雇用特別措置法)」が平成27年4月1日に施行されました。この法律により「高度専門職(専門的知識等を有する有期雇用労働者)」と「継続雇用の高齢者(年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者)」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置(計画の作成等)が講じられる場合には、無期転換申込権発生に関する特例が適用されることとなりました。

③無期転換ルールの特例の適用について、計画を作成し提出する予定はありますか。(1つだけに○)

1. 既に提出し、認定された 2. 既に提出したが、まだ認定されていない 3. 提出に向けて準備中である
 4. 今後提出する予定である 5. 提出する予定はない 6. 分からない

※ 1. ~ 4. に○をした事業所は③-1の質問にお答え下さい。

③-1 認定を受けた計画または認定を受けようとしている計画についてお答えください。
(該当するものすべてに○)

1. 高度専門職に関する申請書(第一種計画認定) 2. 継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定)

設問 8) 賃金改定についてお答え下さい。

①平成27年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7月以降引上げる予定	5. 7月以降引下げる予定	6. 未定

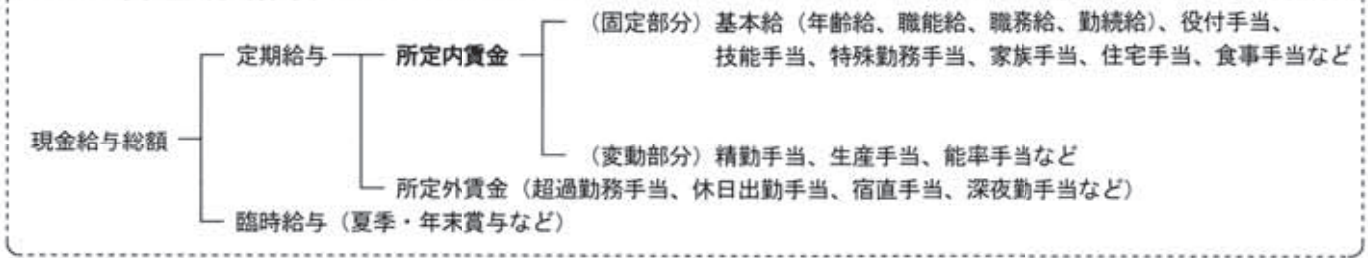
※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1へ

①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考下さい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金(A)	改定後の平均所定内賃金(B)	平均引上げ・引下げ額(C)
.....人円円円

- 〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 - ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
 - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、 $(B)-(A)$ が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いて下さい。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にして下さい。

賃金分類表



※ 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた(7月以降引上げ予定)事業所のみお答え下さい。



②賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答え下さい。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

- 〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含まれます。
- (2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他()			

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7月10日までにご返送下さい。

【参考資料】

回答事業所数の内訳

(業種別従業員数規模別)

	事業所数	1～9人			10～29人	30～99人	100～300人	上段・実数合計 下段・平均値
		1～4人	5～9人					
全国	18409 100.0	6474 35.2	2971 16.1	3503 19.0	6193 33.6	4477 24.3	1265 6.9	578320 31.42
神奈川県 計	376 100.0	97 25.8	36 9.6	61 16.2	124 33.0	119 31.6	36 9.6	14911 39.66
製造業 計	206 100.0	46 22.3	17 8.3	29 14.1	64 31.1	71 34.5	25 12.1	9523 46.23
食料品	17 100.0	5 29.4	2 11.8	3 17.6	5 29.4	6 35.3	1 5.9	707 41.59
繊維工業	8 100.0	5 62.5	3 37.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5		134 16.75
木材・木製品	8 100.0	4 50.0	1 12.5	3 37.5	2 25.0	2 25.0		164 20.50
印刷・同関連	24 100.0	8 33.3	5 20.8	3 12.5	9 37.5	4 16.7	3 12.5	1022 42.58
窯業・土石	18 100.0	3 16.7		3 16.7	8 44.4	6 33.3	1 5.6	618 34.33
化学工業	18 100.0	2 11.1		2 11.1	8 44.4	7 38.9	1 5.6	733 40.72
金属、同製品	57 100.0	11 19.3	3 5.3	8 14.0	17 29.8	18 31.6	11 19.3	2834 49.72
機械器具	34 100.0				8 23.5	19 55.9	7 20.6	2534 74.53
その他	22 100.0	8 36.4	3 13.6	5 22.7	5 22.7	8 36.4	1 4.5	777 35.32
非製造業 計	170 100.0	51 30.0	19 11.2	32 18.8	60 35.3	48 28.2	11 6.5	5388 31.69
情報通信業	11 100.0	3 27.3		3 27.3	3 27.3	3 27.3	2 18.2	433 39.36
運輸業	28 100.0	2 7.1		2 7.1	9 32.1	12 42.9	5 17.9	1607 57.39
建設業	48 100.0	13 27.1	5 10.4	8 16.7	22 45.8	10 20.8	3 6.3	1434 29.88
総合工事業	16 100.0	4 25.0	2 12.5	2 12.5	7 43.8	4 25.0	1 6.3	567 35.44
職別工事業	13 100.0	4 30.8	1 7.7	3 23.1	7 53.8	2 15.4		220 16.92
設備工事業	19 100.0	5 26.3	2 10.5	3 15.8	8 42.1	4 21.1	2 10.5	647 34.05
卸・小売業	37 100.0	12 32.4	4 10.8	8 21.6	17 45.9	8 21.6		745 20.14
卸売業	26 100.0	7 26.9	2 7.7	5 19.2	15 57.7	4 15.4		453 17.42
小売業	11 100.0	5 45.5	2 18.2	3 27.3	2 18.2	4 36.4		292 26.55
サービス業	46 100.0	21 45.7	10 21.7	11 23.9	9 19.6	15 32.6	1 2.2	1169 25.41
対事業所サービス業	39 100.0	16 41.0	7 17.9	9 23.1	9 23.1	14 35.9		1000 25.64
対個人サービス業	7 100.0	5 71.4	3 42.9	2 28.6		1 14.3	1 14.3	169 24.14

■神奈川県中小企業団体中央会とは…

中小企業等協同組合法に基づき設置された機関で、主に県内の協同組合や中小企業連携の支援機関として活動している団体です。

現在、約900団体の会員組織で構成されており、協同組合等の設立、巡回相談、情報提供、行政機関等への建議・陳情など様々に事業展開しております。

平成27年度中小企業労働事情実態調査報告書

編集・発行：平成28年1月

神奈川県中小企業団体中央会 企画情報部

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80

神奈川中小企業センター9階

TEL 045-633-5134

FAX 045-633-5139

URL <http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>